最終更新日：2016年4月27日

日本スキー場開発株式会社

代表取締役社長 鈴木　周平
問合せ先：03-6434-0011
証券コード：6040

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要と考えております。コーポレート・ガバナンスの強化は経営の最も重要な課題の一つと認識しており、積極的に取り組んでおります。とりわけ、安全確保が事業運営上の重要な前提であるため、法令遵守が基本であり、コーポレート・ガバナンスは、会社が継続的に成長していくために、経営が適正かつ効率的に運営されているかを監視する仕組みであると認識しております。また、企業価値を継続的に高めて、株主の皆様・従業員・役員・自治体をはじめとする地元関係者・スキーヤー・スノーボーダーの方々等の利害関係者の利益の調整を図っていくことであると考えております。当社は、意思決定を的確に行うこと、また経営監視を適切に機能させコンプライアンスを遵守する経営体制とすることが不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることが重要である、と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本駐車場開発株式会社	5,333,400	66.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	280,000	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	246,000	3.07
グリーンコア株式会社	200,000	2.49
株式会社Plan・Do・See	200,000	2.49
SHUN HING ELECTRONIC TRADING CO. , LTD.	200,000	2.49
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	141,000	1.76
氏家 太郎	140,000	1.74
野村信託銀行株式会社（投信口）	116,600	1.45
鈴木 周平	110,000	1.37

支配株主（親会社を除く）の有無	日本駐車場開発株式会社
親会社の有無	日本駐車場開発株式会社 （上場：東京）（コード） 2353

補足説明

該当ございません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	7 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

提出日現在において、日本駐車場開発株式会社の取締役1名が当社の監査役を兼務しております。次の理由から当社独自の経営判断を妨げるものではなく、同社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

1. 上場取引所の定めに基づき独立役員として指定する社外取締役1名が就任しており、取締役会における審議に当たり、より多様な意見が反映されえることから、当社は独自の経営判断を行うことができる状況にあると認識しております。
2. 日本駐車場開発株式会社及びそのグループ企業と開示すべき重要な取引はなく、また、当社の事業活動は同社及びそのグループ企業との取引に大きく依存する状況にはないと認識しております。
取引を行う場合は、事前に社外取締役及び社外監査役が参画した取締役会において、十分に審議を実施すること、取引を行う合理性及び取引条件の合理性を慎重に勘案すること、少数株主の利益の保護の観点から、合理性を説明できることを条件に決定しており、少数株主の利益の保護に努めて参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
出口 恭子	他の会社の出身者											
サイモン・ゲロヴィッチ	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出口 恭子	○	出口恭子氏は現在、医療法人社団色空会最高執行責任者に就任しております。同法人は、医療法人であり、当社との間に主要な取引はございません。	出口恭子氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、また当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動していただけていること、さらには会社経営をはじめ幅広い知見と経験を当社経営に反映していただけることから、社外取締役として選任いたしました。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項には該当しておらず、独立性を有しております。提出日現在において、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他特別な利害関係はございません。
サイモン・ゲロヴィッチ		サイモン・ゲロヴィッチ氏は現在、Red Planet Holdings Pte Ltdの取締役会長でございます。当社の親会社である日本駐車場	サイモン・ゲロヴィッチ氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、また当社グループの経営理念に共感し、その実現に向け

		開発株式会社は、同社グループへ出資を行っております。また、同社の子会社は、日本駐車場開発株式会社の子会社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社親会社の運営駐車場における賃貸借契約の取引関係がありますが、その取引条件は一般取引先と同様の条件であり、特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではございません。	て強い意志をもって行動していただけていること、更に同氏はゴールドマン・サックス証券株式会社での職務経験も有し、会社経営をはじめ人的ネットワークについての幅広い関係と経験を当社経営に反映していただけることから、社外取締役として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査体制は、内部監査、監査役監査及び会計監査の3つを基本としております。いわゆる三様監査それぞれの実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上と有機的な連携・相互補完を図るため、内部監査室マネージャー、監査役及び監査人は、相互に意見交換を行うため、定期的に会合を設営しており、情報の共有化を推進しております。
まず、当社は、内部監査を担当する社長直轄の組織として内部監査室（専任人員１名）を設置し、当社及び子会社の制度、諸規程と運用状況が適正であるかどうかなどについて、実地監査及び書面監査の方法により継続的に監査し、監査結果を内部監査報告書に取り纏め、代表取締役社長に定期的（必要ある場合は随時）に報告しております。
また、監査役会は、独立性を有した3名の社外監査役及び1名の監査役で構成されており、監査役会が定める監査の方針、職務の分担等に基づき、主に常勤監査役が、内部監査室との連携のもと重要決裁書類等を閲覧するなどの方法により監査役監査を実施し、監査役会にて情報を共有しております。さらに、必要に応じて、常勤監査役以外の監査役が同様の方法により、監査役監査を実施しております。監査役は、取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性の監査を実施しております。
　会計監査につきましては、当社と有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社は同有限責任監査法人より第三者としての公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
　2015年７月期において会計監査を執行した公認会計士2名の継続関与年数はいずれも7年以内であり、公認会計士法第2条第1項の業務に対する報酬は、23,000千円であります。また、会計監査に係る補助者は、公認会計士4名、その他の者6名で構成されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本 俊光	他の会社の出身者													
鵜月 健彦	他の会社の出身者													
荒木 隆志	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 俊光	○	橋本俊光氏は新和監査法人（現 あずさ有限責任監査法人）及び監査法人西方会計事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）の出身であり、1996年７月には監査法人トーマツの代表社員に就任しており、会計監査についての十分な知見及び経験を有しております。同氏は、2014年４月より当社監査役に就任しております。 なお、当社との間に主要な取引関係はございません。	橋本俊光氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動していただけること、また会計監査業務に長く携わった経歴から、経理・監査に関する専門的な知識や経験を当社の監査に反映して頂けること及び監査役監査に精通していることから、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項には該当しておらず、独立性を有しております。提出日現在において、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他特別な利害関係はございません。
鵜月 健彦	○	鵜月健彦氏は2011年５月に税理士登録を行った後、現在は税理士法人リオ・パートナーズに所属しております。同氏は、2013年10月より当社監査役に就任しております。 なお、当社との間に主要な取引関係はございません。	鵜月健彦氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動していただけること、また税理士としてのコンサルティング経験のほか複数の企業における監査役経験を有しており、税務、会計及び監査の見地から専門的な知識や経験を当社の監査に反映していただけることから、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項には該当しておらず、独立性を有しております。提出日現在において、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他特別な利害関係はございません。
荒木 隆志	○	荒木隆志氏はセンチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）及び青山監査法人（現 あらた有限責任監査法人）の出身であり、1997年3月に公認会計士登録を行ったのち、2006年10月よりPwCアドバイザリーにてM&A等のコンサルティング業務に従事し、現在は、トランザクション・サポート株式会社の代表取締役を務めております。同氏は、会計監査についての十分な知見及び経験を有しております。同氏は、2014年７月より当社監査役に就任しております。 なお、当社との間に主要な取引関係はございません。	荒木隆志氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志をもって行動していただけること、また会計監査業務に携わった経歴とM&A等のコンサルティング業務に携わった経験から、当社グループの財務、会計及び監査の見地から専門的な知識や経験を当社の監査に反映していただけることから、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項には該当しておらず、独立性を有しております。提出日現在において、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他特別な利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

該当ございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特にございません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に支払った報酬の総額についてのみ開示しております。
2015年７月期に取締役に対して支払った報酬の総額は、51,607千円、監査役に対して支払った報酬の総額は8,520千円でございます。なお、社外役員に対して支払った報酬の総額は、3,600千円です。
上記のほか、社外取締役を除く取締役２名に対して、当社子会社代表取締役兼務に相当する報酬12,420千円を当社子会社で負担しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（取締役について150,000千円、監査役について50,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会又は監査役の協議により決定することができるとされております。
また、当社役員の報酬については、次に掲げる基本方針に基づき、取締役については取締役会（授権範囲にあっては代表取締役）により、監査役については監査役の協議により、決定しております。
１．取締役の報酬の基本方針
（１）取締役の報酬は、原則として、基本報酬及びストックオプションで構成する。
（２）取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らして毎年、見直す。ただし、社外取締役へのストックオプションの付与は、独立性が損なわれることのない範囲とする。
（３）取締役の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、また、有能な人材を確保し得る水準を考慮して設定する。また、社外取締役の報酬の水準については、他社水準を併せて考慮する。
（４）年度途中において、取締役の報酬を増減させるべき事情が生じたときは、当該事情に照らして取締役会により変更を決定する。
２．　監査役の報酬の基本方針
（１）監査役の報酬は、原則として、基本報酬で構成する。
（２）監査役の報酬は、常勤・非常勤の別により報酬水準を設定するとともに、監査役の報酬の水準については、監査の職責を担う有能な人材を確保し得る水準を、他社水準を照らしつつ設定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では現在、社外取締役及び社外監査役の業務をサポートする専任の部署を設けておりませんが、管理部や内部監査室の部員が要請に応じて、サポートすることとしております。社外取締役及び社外監査役より取締役会での審議事項に対しての意見を頂き、経営に反映させることを検討することがガバナンスの強化の観点で極めて重要であると考えておりますので、取締役会の資料を開催に先立って社外取締役及び社外監査役に配布することで、十分な検討時間を確保するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営上の意思決定，業務執行及び監督等に係る経営管理組織は、取締役会としております。その取締役会の構成は、全ての取締役及び全ての監査役であり、事業に精通した取締役及び企業経営への助言の実務経験が豊かな監査役から構成されております。
取締役会の開催頻度は、原則月次を定時開催の単位とし、社外役員の参集が困難な場合など、必要に応じて書面決議を取る形にしております。
決定方法及びプロセスについては、管理担当役員が事前に議案と関連資料を取りまとめ、会議に先立ち、全役員へ配信し、取締役会で活発な意見交換を行い、討議を進めております。会社法に基づく、書面決議ではない通常の取締役会では、取締役の過半数の賛成で議案が可決されますが、採決ではなく、相互に説明を十分に行って、合意形成と集約を試み、全員の同意を得て決議することを心掛けております。拙速による決議を避けるため、場合によっては付議事項を差し戻すことや改めて詳細な情報を収集して次回以降の取締役会で再度議論することも考慮しております。各議案について、議論の形骸化が生じることのないよう、十分に討議することを心掛けております。
取締役会以外の重要な会議体は、索道に関する安全委員会を設営し、運営しておりますが、現在のところ、経営に関連するような会議体を取締役会以外に設営して、運営しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営判断及び業務執行の適法性、妥当性についての監査及び監督を有効に確保するために、最適な体制であるとの判断のもと、社外監査役3名及び監査役1名により構成される監査役会を設置するとともに、独立役員である社外取締役1名と社外監査役3名を選任しておりま

す。各監査役は原則として全ての取締役会に出席し、報告及び審議に参加しております。この体制により、取締役の職務執行などに関して中立性のある監査及び監督機能を十分に確保し、経営監視機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は現在、株主総会の2週間前の日に、株主に対して株主総会招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は7月末日であり、株主総会の開催は集中日とは異なります。開催場所については、多くの株主様に容易にご出席頂けるように主要駅の周辺の施設を検討しております。
その他	該当ございません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規制」に基づいた情報開示を行ってまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在は行っておりませんが、個人投資家を対象とした会社説明会の定期開催を行う予定でございます。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象とした会社説明会の定期開催を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は行っておりませんが、海外投資家向けに会社説明会の定期開催を行う予定でございます。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社は、適時開示規則に該当する情報の開示に、TDnetにて開示するとともに当社ホームページに開示致します。上場日から、ホームページ上に投資家情報のサイトを新設し、開示資料などを掲載する予定でございます。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示責任者　常務取締役　宇津井高時 IR活動担当部署　管理部	
その他	該当ございません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。
　このような基本的な考え方のもと、当社では次のような事項の整備を行っております。
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
(2)取締役は、法令、定款、取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行します。
(3)取締役の職務執行状況は、監査役会規則及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。
(4)代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。
(5)内部監査室は、各部門の職務執行状況を把握し、各業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを検証し、代表取締役社長に報告します。
(6)取締役及び使用人が法令及び定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士又は第三者機関を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会規程及び組織規程の定めに則り適切な保存及び管理を行います。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
管理部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率性に関しては、各取締役が担当部門の効率性測定に適切な指標を用い、レビューした結果を毎月取締役会に報告します。この結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映されることとします。各部門の適切な指標は、経営計画の達成に向け各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法を業務担当取締役が定めた上で、その効率性を測るに相応しい定量的な指標とします。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、内部監査室による内部監査を実施しております。また、当社及び当社子会社の使用人を対象として、内部通報制度を設置しており、違法行為等に関する内部通報を受け付けております。なお、内部通報を受けて、当社管理部等の適当な部署において、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じないこととしています。
　上記の法令遵守を徹底させるため、当社及び子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施しております。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
事業ごとに責任を負う取締役を任命し、法令順守体制を構築する責任と権限を与えます。管理部がその横断的な管理を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
現在、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役からの要求があった場合には、監査役の職務を補助する専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
イ. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。
ロ. 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取します。

9. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。
1重要会議で決議された事項
2会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
3毎月の経営状況として重要な事項
4内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
5重大な法令違反及び定款違反に関する事項
6その他コンプライアンス上必要な事項
使用人は上記2及び5に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

10. 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社及びグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにします。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
　監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、業務執行取締役及び重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長及び監査法人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】
当社は、「NSD行動指針」において、反社会的勢力の介入が確認された場合は、毅然として排除する方針を明確にしております。その観点から、当社グループは、各社の本社の所在地の都道府県にある、暴力追放センターに加入しており、各社の管理部門の責任者を不当要求防止責任者として定め、同責任者が講習に参加することで、動向や対応策等について、情報収集を進め、同センターが交付しているマニュアルを文書化し、グループ全体で共有しております。
【反社会的勢力排除の対応方法】
■新規取引先・株主・役職員について
反社会的勢力排除規程を制定し、運用しております。
インターネットサービスにより、暴力団等の反社会的勢力を想起させる検索条件を広く設定し、検索しております。ネガティブ情報を示す検索結果が検出された場合、同姓同名の人物でないかどうかなど、慎重に検討致します。また、取引開始時には、反社会的勢力でないことの保証や関係が確認された場合の取引解消を明記しております。契約の締結を行う際には、暴力団排除条項を付すか、締結時期が古く、暴力団排除条項が付されていない契約書が発見された場合、別途覚書を締結しております。
■既存取引先について
各子会社において、年に1回をサイクルとして、上記の検索を実行し、反社会的勢力との関係を窺わせる事態がないか検討し、必要な措置を取ることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

特にございません。

